

住民監査請求（政務活動費）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成30年9月27日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（3人）に通知しました。（却下、結果は同年10月22日決定）

1 請求の要旨

本市は、平成28年度及び平成29年度に自由民主党市民クラブ大阪市議員団（以下「会派」という。）へ政務活動費を交付した。会派が新田市議員に交付した政務活動費の全額が、新田市議員の長男が代表取締役を務める2つの法人に支出された。

人件費の支出先である有限会社Aは、新田市議員の政務活動の事務所内に住所を置き、事務所費の支出先である有限会社Bは、新田市議員の自宅が住所となっている。これら2社について、新田市議員は役員であり、さらに、会派の政務活動内容と新田市議員の関わりを証明する資料も提示せずに公金を支出している。よって、市長に対し、会派へ交付した政務活動費のうち、新田市議員への平成28年度（564万円）及び平成29年度（564万円）支給額を返還させるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、会派に交付された政務活動費において、①新田市議員に交付した政務活動費全額（人件費及び事務所費）の支出先が、新田市議員の長男が代表取締役を務める会社であること、②人件費の支出先である法人は、新田市議員の政務活動の事務所内に住所を置いていること、③事務所費の支出先である法人は、新田市議員の自宅が所在地となっていること、④新田市議員が2法人の役員であること、これらから、議員もしくは生計を一にする親族への支払いと同視すべきであり、政務活動費の手引きで禁じられた支出であるにもかかわらず、その内容を確認せず公金を支出していることが違法不当であると主張しているものと解される。

しかし、本件請求では、請求人より上記①から④の事実を証する書面等が提出されなかったため、請求人に対して、平成30年10月9日を期限として補正を求めたが、請求人からは、事実証明書の提出に係る補正はなされなかった。

したがって、住民監査請求の要件である事実証明書を添えて請求されたものとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。